

社会福祉法人共生シンフォニー 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標

男性、女性とも育児休業取得率を100%にする

(2023年4月1日変更)

取組内容 2023年4月～ 育児休業（特に男性の育児休業）について職員に周知を図り、積極的に育児休業の取得を促す。

女性活躍の現状に関する情報公表

2023年3月現在

労働者に占める女性労働者の割合	フルタイム	52.2%	パート	71.4%
男女の平均継続勤務年数の差異	フルタイム	94.1%	パート	107.1%
管理職における女性労働者の割合		41.2%		
有給休暇取得率		89.2%		